

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、その翌日)

### 目 次

- ◇ 告 示
  - 字の区域の変更(市町村振興課)
  - 字の区域の変更等( )
  - 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
  - 国土調査の成果の認証( )
  - 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
  - 基本測量の終了(管理課)
  - 土地取用法による事業の認定( )
  - 都市計画の変更(都市計画課)
  - 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、淀江町(大字福岡の一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法

(昭和二十六年法律百八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字福岡字 東墓垣	大字福岡字 西墓垣	大字福岡字 川向	大字福岡字 下内代	大字福岡字 墓ノ上	大字福岡字 上内代	大字福岡字 要害	大字福岡字 塔ヶ谷	大字福岡字 空屋敷
同上の区域(平成六年九月十三日現在の地番による)。	大字福岡字西墓垣の全域	大字福岡字川向の全域	大字福岡字下内代のうち五四の二、五四の三、五五、五六の二、五六の三、五七の二、五九の一、五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字福岡字墓ノ上の全域	大字福岡字上内代のうち二七の二以外の区域	大字福岡字要害のうち一六三から一六五まで以外の区域	大字福岡字塔ヶ谷のうち一八一以外の区域	大字福岡字空屋敷のうち二〇一以外の区域
大字福岡字東墓垣のうち一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字福岡字西墓垣のうち一、三六一の二、三六四の一	大字福岡字川向のうち一、三六一の二、三六四の一	大字福岡字下内代のうち五四の二、五四の三、五五、五六の二、五六の三、五七の二、五九の一、五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字福岡字墓ノ上の全域	大字福岡字上内代のうち二七の二以外の区域	大字福岡字要害のうち一六三から一六五まで以外の区域	大字福岡字塔ヶ谷のうち一八一以外の区域	大字福岡字空屋敷のうち二〇一以外の区域

大字福岡字 傍示ヶ坪	大字福岡字傍示ヶ坪のうち三六〇一、三六一の一、三六四の一以外の区域
大字福岡字 奥高尾谷	大字福岡字奥高尾谷の全域
大字福岡字 洞ノ原	大字福岡字洞ノ原の全域 大字福岡字二重土俵一四四二
大字福岡字 二重土俵	大字福岡字二重土俵のうち一四四二以外の区域 大字福岡字下内代五四の二、五四の三、五五、五六の二、五六の三、五七の二、五九の一、五九の二及びこれらと一体をなす国有地
大字福岡字 晩田	大字福岡字上内代一二七の二 大字福岡字晩田のうち一四五八、一四六一、一四六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福岡字 女夫岩	大字福岡字東墓垣一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三の一と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、淀江町（大字福岡及び稲吉の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律百八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字福岡字 庄境	大字福岡字庄境のうち八三〇から八三二まで以外の区域	同上の区域（平成六年二月十五日現在の地番による。）
大字福岡字 城山	大字福岡字城山の全域	
大字福岡字 小枝平	大字福岡字庄境八三〇から八三二まで 大字福岡字小枝平のうち一二八四の五以外の区域	
大字福岡字 梨子木谷	大字福岡字梨子木谷一二八六の一 大字福岡字梨子木谷一二八六の一	
大字福岡字 池ノ谷	大字福岡字池ノ谷のうち一三三四の一から一三三四の七まで、一三三四の九、一三三四の一以外の区域	
大字福岡字 台平	大字福岡字鴨ヶ平の全域 大字福岡字台平一三五九の三五	
大字福岡字 台	大字福岡字台平のうち一三五九の三五以外の区域	
大字福岡字 細田	大字福岡字池ノ谷一三三四の一から一三三四の七まで、一三三四の九、一三三四の一	
大字福岡字 小枝	大字福岡字細田のうち六九八から七〇一まで、七〇一の一、七〇二、七〇六以外の区域	
大字福岡字 下平	大字福岡字小枝のうち七三五及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福岡字下平七四三	
大字福岡字 四反田	大字福岡字下平のうち七四三以外の区域 大字福岡字小枝七三五及びこれと一体をなす国有地の一部 大字福岡字細田六九八から七〇一まで、七〇一の一、七〇二、七〇六 大字福岡字四反田七六三から七六五まで	

大字稲吉字 円通寺	大字稲吉字円通寺の全域
大字稲吉字 下大更	大字稲吉字文珠平八四四の四、八四四の五
大字稲吉字 文珠平	大字稲吉字文珠平八四四の三 大字稲吉字文珠平のうち八四四の三から八四四の五まで以外区域 大字稲吉字下大更八三六の一

廃止する字の名称 大字福岡字鴨ヶ平

鳥取県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中郷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 伊藤 武彦 気高郡青谷町大字亀尻六一
- 〃 小林 雄次 気高郡青谷町大字亀尻一〇六
- 〃 亀崎 敬一 気高郡青谷町大字亀尻一二二
- 〃 小林 文雄 気高郡青谷町大字亀尻二二四
- 〃 尾崎 隼三 気高郡青谷町大字山田一一五―三
- 〃 植田 喜雄 気高郡青谷町大字山田一九〇
- 〃 渡辺 英夫 気高郡青谷町大字鳴滝七二

- 理事 渡辺 丈二 気高郡青谷町大字鳴滝一九四
  - 〃 広富 昇二 気高郡青谷町大字川積三二八
  - 〃 牧田 豊 気高郡青谷町大字川積三四一
  - 監事 伊藤 公幸 気高郡青谷町大字亀尻五三二―
  - 〃 植田 肇 気高郡青谷町大字山田一七二
- 平成七年十二月二十二日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船岡町	平成五年度及び平成六年度	船岡町（大字船岡の一部）の地籍簿	八頭郡船岡町大字船岡の一部	平成八年一月二十二日
淀江町	平成二年度及び平成三年度	淀江町（大字福岡の一部）の地籍簿及び地籍簿	西伯郡淀江町大字福岡の一部	〃
〃	平成四年度及び平成五年度	淀江町（大字福岡及び大字稲吉の各一部）の地籍簿及び地籍簿	西伯郡淀江町大字福岡及び大字稲吉の各一部	〃

鳥取県告示第二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 八頭郡用瀬町大字江波字セバ谷口一〇四二の三・一〇四二の四・一〇四二の八・字大畑ヶ谷一〇四五の二〇・一〇四五の三三・一〇四五の三五・字越シ免一八一・二二七の一・二二八（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一八二、二二六、二二七の二

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

- 八頭郡用瀬町大字江波字セバ谷口一〇四二の一・一〇四二の二・字越シ免二二七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（電子基準点測量）

二 作業地域 東伯郡東伯町

三 終了年月日 平成七年十二月十五日

鳥取県告示第二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岩美町

二 事業の種類

ゆかむりの里周辺環境整備事業（グランドゴルフ場）

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡岩美町大字治字向前田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富六七五―一  
岩美町役場

**鳥取県告示第三十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市桂見字東村土居

削除する部分

鳥取市桂見字坂畑ケ及び字家ノ前

**鳥取県告示第三十一号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〃	平成八年一月二十一日	廃止年月日
米子市富士見町二丁目二二二	鳥取市湖山町北三丁目二二二	住所
株式会社山陰合同銀行 富士見町支店	株式会社山陰合同銀行 湖山北支店	名称